



## 主要国際総合競技大会派遣における教育実施の指針

「主要国際総合競技大会派遣における教育実施の指針」（以下「本指針」という）は、世界アンチ・ドーピング規程（以下「Code」という）、日本アンチ・ドーピング規程（以下「日本規程」という）および教育に関する国際基準（以下「ISE」という）に基づき策定された『2021Code/教育に関する国際基準の履行に向けた戦略計画』（以下「戦略計画」という）に即し、国際総合競技大会（以下「大会」という）における TEAM JAPAN（日本代表選手団）を派遣、管理する責任を負う公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という）、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という）および日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という）が策定したものである。

本指針は、2023年4月1日から2026年3月31日まで施行し、検証を行う。

### 1) 本指針のミッション：

大会に派遣される TEAM JAPAN のアスリートおよびサポートスタッフは、クリーンでフェアであることを前提とし派遣されるものとする。本指針を通して、日本を代表するアスリートがクリーンに競技に挑み、クリーンでフェアな姿勢を競技におけるパフォーマンスや競技内外で発信し、同時にサポートスタッフがアスリートをサポートすることができる体制を整えることを目的とする。JOC、JPC、JADA は、大会を通して、スポーツの価値を守り、クリーンスポーツを協働して創ることを発信する。本指針を通して、日本のスポーツが競技内外でクリーンであることを証明し発信することで、スポーツの社会的な価値を高めることを目標とする。

### 2) 本指針のねらい：

国際的なスポーツのルールであるアンチ・ドーピング規則への準拠、ドーピングに対するリスクを低減、そしてクリーンスポーツの意義・価値の発信のために、本指針を通して、以下のことを達成する。

- ・ JOC、JPC、JADA および候補者リストを提出する競技団体を含め、全関係機関が、クリーンスポーツ環境を守り創るための責務を積極的に果たすこと
- ・ 大会ごとに教育プログラムを設定すること。教育プログラムは、競技団体によって候補者リストが提出される前と、その後の派遣手続きの2段階において構築すること
- ・ 競技団体が、JOC および JPC が派遣する各大会における候補者リスト提出時の段階で、候補者リストに掲載されるアスリートおよびサポートスタッフ（アスリートが18歳未満の場合、保護者を含む）が、事前にアンチ・ドーピング教育を受けていることを確実にすること
- ・ JOC および JPC は、実施する派遣手続きの段階で、各派遣候補者に対して各大会におけるアンチ・ドーピング・レギュレーションに関する情報提供およびアンチ・ドーピング教育を受講することを確実にすること
- ・ 大会への派遣において、JOC および JPC はクリーンでフェアな TEAM JAPAN を派遣すること



### 3) 本指針の対象、各団体の役割と責務および運用：

#### ① 本指針の適用対象

本指針は、JOC または JPC が TEAM JAPAN として派遣する全ての大会に適用される

#### ② 各団体の役割と責務

- ・ JADA は、本指針に従い、各大会の教育プログラムの開発、JOC および JPC との調整および連携、総合評価、スポーツ庁や WADA への全体報告・プログラムの報告を行う。  
また、競技団体が候補者リストを JOC または JPC へ提出する段階で、リストに掲載されるアスリートおよびサポートスタッフが事前にスポーツの価値およびアンチ・ドーピング教育を受講していることが確実になるよう、各競技団体は教育年間計画を策定し、その計画に基づく教育アクティビティの実施および必要な教材の提供等を行う。
- ・ JOC および JPC は、教育主体者として JADA と連携し本指針に基づく教育年間計画を策定し、進捗管理、自己評価、報告、および必要に応じて JADA へ情報を正確かつタイムリーに共有する。また、競技団体が候補者リストを提出する段階で、リストに掲載されるアスリートおよびサポートスタッフが事前にスポーツの価値およびアンチ・ドーピング教育を受講していることが確実になるよう、競技団体と連携の上、調整する。  
また、JOC および JPC は、本指針に記載されるもの以外で大会組織委員会から求められる教育の実施、教育履歴の管理等については、大会組織委員会へ報告する。

#### ③ 本指針の運用

- ・ JOC、JPC および JADA は、本指針が適用される大会に対して、大会組織委員会が定める教育要件を踏まえ、教育プログラムを決定する。
- ・ 各大会に対して設定された国内教育プログラムは、JOC または JPC から当該大会の候補者リストを提出する期日の連絡と共に、JOC および JPC より各競技団体へ通達する。